

永平寺町に定住する人を応援♪

# 永平寺町に住んで 笑顔になろう!



## 住みいる定住応援 支援金



住宅取得支援金：新築10万円、中古5万円。対象：住宅を取得し、転入・転居した人  
子育て支援金：子ども1人につき10万円。対象：住宅を取得した町外からの転入者

## 永平寺・上志比 地区定住促進 助成金

住宅用地取得費、住宅取得費を補助(各上限50万円)。対象：永平寺・上志比地区で住宅を新築する個人

## 木造住宅耐震改修 補助、古民家耐震 改修補助金

耐震改修工事費の一部を補助(住宅：上限120万円、古民家：上限190万円)。対象：昭和56年5月31日以前に着工した耐震改修が必要な木造住宅

## 多世帯同居の リフォーム支援金

リフォーム費用の1/2(上限60万円)。対象：新たに多世帯同居をする人または多世帯同居の世帯数が1以上増加する人

## 空き家家賃 支援金

家賃の一部(上限3万円/月)を最大1年間補助。対象：空き家バンク登録物件

## 空き家適正管理 補助金

空き家管理代行サービスにかかる費用の一部(上限3万6千円/年)を最大3年間補助。対象：空き家バンク登録物件

## 空き家解体撤去 補助金

解体費用の一部(上限50万円)を補助。対象：老朽または準老朽空き家に認定された物件

## 空き家解体撤去 補助金(永平寺・ 上志比地区)

「空き家解体撤去補助金」の対象者で、永平寺・上志比地区の空き家を解体後に土地の所有権を移転した場合、50万円を加算

## 土地活用のための 空き家解体補助金

空き家の解体費用の一部を補助(上限20万円)。対象：解体後2年以内に土地の所有権を移転した人。すべての空き家が対象

## 空き家家財処分 補助金

空き家の家財処分にかかる費用の一部を補助(上限10万円)。対象：空き家バンク登録物件

## 子育て世帯など への住まい支援 補助金

空き家購入やリフォームにかかった費用の1/3(上限60万円)。対象：子育て世帯、移住者、新婚夫婦など(空き家バンク登録物件に限る)  
※永平寺・上志比地区の場合、40万円を加算

## 福井の伝統的 民家活用促進 補助金

伝統的民家の外観改修等費用の1/2(上限300万円)。対象：「ふくい伝統的民家」認定の住宅(市荒川・藤巻・中島・竹原・浅見・京善・鳴鹿・栃原・吉峰地区)

## 結婚新生活支援 補助金



住宅取得費、リフォーム費、住宅賃貸費、引越費用を補助(29歳以下：上限60万円、30歳以上39歳以下：上限30万円)。対象：令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦

## U29 結婚新生活 支援金

夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が29歳以下の世帯に30万円を支援。さらに夫婦一方が25歳以下の場合10万円を加算。対象：令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦

## 永平寺町移住就業 等支援金



福井県外から転入し、就業した人に50万円を支援。子どもがいる世帯は30万円を加算。(R5.4.1以降に永平寺・上志比地区に移住した場合、加算額は100万円)  
対象：転入者全員が45歳未満の世帯(中学生以下の子どもがいる場合は年齢制限なし)

## U・Iターン 移住就業等 促進支援金

東京圏から転入した世帯・単身で、就業した人を支援(世帯：100万円、単身：60万円)。対象：通算5年以上東京23区に在住、もしくは、東京圏から東京23区内に通勤していた人  
※子ども1人につき100万円を加算

細かい条件がありますので、補助金などの申請をお考えの場合は、事前にお問合せください。

補助金などの詳細はこちらから ~~~~~▷



問合せ 永平寺町えい住支援課

TEL 0776-61-3922